

埋蔵文化財に関するQ & A

Q 1. 埋蔵文化財や遺跡とはどういうものですか？

Q 2. 工事の計画を立てる時には何に注意すれば良いですか？

Q 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地で工事をする場合はどのような手続きが必要ですか？

Q 4. 周知の埋蔵文化財包蔵地以外での工事はどのようにになりますか

Q 5. 発掘調査以外で埋蔵文化財を発見した時はどうすればよいのですか？

Q 6. 発掘調査終了後の埋蔵文化財はどのようにになりますか

Q 1. 埋蔵文化財や遺跡とはどういうものですか？

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財（まいぞうぶんかざい）とは文化財の中でも、土器や石器など人間が手をくわえ、作ったもの（造形物）である「遺物（いぶつ）」化石や地質鉱物など自然が作り出したものや、人間が建てた住居の跡などの「遺構（いこう）」が地中に埋まってしまったものを指します。基本的に「遺構」は、もとあった場所から動かすことができないもののことです。また、こうした遺物や遺構を包蔵している一定の区域を一般的には「遺跡（いせき）」といいます。『文化財保護法』では「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼んでいます。

2. 豊中市内の遺跡

豊中市内には、すでに知られているだけでも80ヵ所以上の遺跡が存在しています。この中には、外見ですぐにわかる古墳や城跡などのほか、従来の発掘調査や研究、遺物の表面採集、または古くからの言い伝えなどで知られているものが含まれます。「豊中市文化財分布図」はこれらを地図上に示したもので、「大阪府文化財情報管理システム」に基づいて作成されています。

ところが、埋蔵文化財包蔵地の範囲は、あくまで現状での推定範囲であり、調査の進展によって適宜変更が加えられていくものです。また、埋蔵文化財包蔵地以外の地域であっても、新たに遺跡が発見されると、所定の手続きを経て遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）として扱われます。

Q 2. 工事の計画を立てる時には何に注意すれば良いですか？

豊中市内では、『文化財保護法』に基づき、住宅建設・よう壁・盛土・切土などの建築・開発工事等を行う場合、まず、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地、あるいはその可能性のある地域にあたるのかを確認する必要があります。

現在、建築確認や開発許可の申請を提出されると、必ず社会教育課文化財保護係との協議を行うようになっています。具体的には、都市計画法第32条協議受付前、通常の建築の場合は建築確認申請の協議段階で申請地の位置図・計画平面図・基礎断面図などを参考にしながら、埋蔵文化財の有無、今後の手続きなどの指導を受けていただきます。

これらの詳細については、以後に記載しておりますので参照してください。

なお、この時点での確認作業には厳密さが要求されます。以後の手続きに支障をきたす可能性がありますので、電話での相談はできるだけ避けていただくようお願いします。

また、工事の計画を円滑に進めていただくためにも、計画を立てられる際にはできるだけ早い段階で社会教育課文化財保護係までご相談ください。

Q 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地で工事をする場合はどのような手続きが必要ですか？

1. 埋蔵文化財発掘の届出について

豊中市文化財分布図(大阪府文化財情報管理システム)による遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)の範囲内で、建築・土木工事を行おうとする場合は、『文化財保護法』第93条に基づき、「埋蔵文化財発掘の届出」を提出していただきます。この届出は発掘調査の要、不要にかかわらず、工事に着手する60日前までに豊中市教育委員会を経て大阪府教育委員会に届け出なければなりません。

埋蔵文化財発掘の届出の様式は社会教育課文化財保護係にあります(ホームページ上でも取得できます)ので、必要事項を記入の上、下記の一覧表に示された書類を添えて、同係へ2部提出してください。なお、記入事項に関する留意点などについては、記入例と下記を参考にして不明な点につきましては、社会教育課文化財保護係まで直接お問い合わせください。

a. 埋蔵文化財発掘の届出(様式)
b. 添付図面
(1) 周辺見取図(A4判)
(2) 工事概要図(建築確認申請書添付図と同じサイズA4折)
・配置図
・基礎伏図(杭伏図)
・基礎断面図(杭断面図)
合計2部(大阪府教育委員会あて)
(開発工事の場合、切土・盛土などを区別した図が必要です。)

※ 複合用途(自己居住兼事業用等)建物で、本発掘調査の必要が生じた場合、平面図等追加図面の提出が必要になる場合があります。また、『文化財保護法』第99条に基づいて市が確認調査等を実施する場合は、別途「承諾書」「埋蔵文化財確認調査申込書」等の提出が必要です。

2. 届出に対する回答と事前協議

- (1) 発掘調査(確認調査及び本発掘調査)
- (2) 工事立会
- (3) 慎重工事

埋蔵文化財発掘の届出をうけて、大阪府教育委員会からの回答は、ある程度の日数を要します。したがって豊中市教育委員会では届出提出段階で事業者(届出者)に対し、発掘調査(確認調査を含む)の要、不要などを判断し調査の日時や方法について協議します。

3. 埋蔵文化財の確認に必要な調査

協議の結果、調査が必要となった場合、専門職員立会いのもと、工事予定地の規模や形状に応じて、数か所の掘削を行っていただきます。その方法はバックホーによるグリッド（2 m×2 m程度の坪堀）調査、またはトレンチ調査（筋掘り）で行うのが一般的です。確認調査を行う前に工事（基礎掘削・地盤改良・杭地業・切土造成なども含む）に着手、また専門職員が到着する前に試掘坑の掘削にかからないようにお願いします。

4. 本格的な発掘調査

前項での確認調査の結果、埋蔵文化財の存在が確認された場合、工事によって遺跡が損壊を受ける範囲について本発掘調査が行われることとなります。この際にはあらためて協議を行い、調査の体制、範囲、日程、費用などについて詳しく決定します。

確認調査の結果、本発掘調査を必要としないのは概ね以下のような場合です。

- (1) 埋蔵文化財が存在する可能性が乏しいと判断されたとき。
- (2) 計画をしている工事での掘削深度が埋蔵文化財の存在する地層まで到達せず、破壊される恐れが無いと判断されたとき。

確認調査の結果、本発掘調査を必要としない場合でも、万一工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに社会教育課文化財保護係までご連絡ください。(2)の場合は、工事で掘削に着手する時点で再度専門職員が立ち会い、埋蔵文化財の保存が適切に行われているかどうかを確認させていただくことがあります。また、工事の計画が変更され、(2)の状況となった場合は、変更後の計画図面を改めて提出していただきます。

5. 本発掘調査後の保存協議

本発掘調査完了後、特に重要性があると判断された埋蔵文化財については、現状保存の協議をさせていただきます場合があります。これは、計画の一部変更などで、地下の遺構を守り、後世に文化遺産として伝えるための大切な措置ですので、その目的をご理解いただいた上で、ご協力ください。

6. 本発掘調査の費用負担

本発掘調査を実施する時の費用負担については、その原因が個人の専用住宅建築など非営利的な事業に伴う工事である場合は、調査にかかる費用の一部を公費で負担いたします。また、営利を目的とした建築および開発工事等に伴う場合は、『文化財保護法』第99条に基づいて、事業者（届出者）に協力を求めています。

なお、現在、営利を目的とした工事であっても、その届出範囲内に事業者の個人住宅などが含まれる場合は、その面積比によって個人住宅部分については公費で負担いたします。

Q 4. 周知の埋蔵文化財包蔵地以外での工事はどのようにになりますか

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域でも、開発面積が500㎡以上もしくは建築面積が200㎡を超える建築工事を目安に、包蔵地の範囲を詳細に把握するため、前節3項と同様の内容で事前の試掘調査への協力をお願いしております。この際には、大阪府教育委員会へ「埋蔵文化財発掘の届出」を提出する必要はありませんが、工事の計画図面などをもとに社会教育課文化財保護係と事前協議を行っていただきます。

また、事前の試掘調査の結果、埋蔵文化財の包蔵が確認された場合は、あらためて『文化財保護法』第96条に基づいて「埋蔵文化財発見の届出」を提出していただき、周知の埋蔵文化財包蔵地での工事と同じ取扱いで協議を進めてまいりますので、ご協力ください。

Q 5. 発掘調査以外で埋蔵文化財を発見した時はどうすればよいのですか？

発掘調査以外で埋蔵文化財と認められるものを発見した場合は、前節と同様に『文化財保護法』第96条に基づいて現状を変更せず、豊中市教育委員会を通じて大阪府教育委員会に届け出なければなりません。大阪府教育委員会は、その遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が重要であり発掘調査の必要があると認める場合は、最高6ヶ月間、その場所の現状を変更する行為に対して停止または禁止を命じることができます。また、先の届け出がなされず工事が進捗した場合も、同様の措置をとることができます。

Q 6. 発掘調査終了後の埋蔵文化財はどのようにになりますか

発掘調査で出土した土器などの遺物は、『遺失物法』に基づいて所轄の警察署へ届けられます。そして警察署にて公告を行い、本来の所有者等が見つからなかった場合、大阪府教育委員会に帰属することになります。大阪府教育委員会に帰属したこれらの遺物は文化財として、大阪府教育委員会の指導により豊中市内にある施設に収蔵され、保存・管理されます。

また、発掘調査で得られた成果は、国民共有の財産であるとの立場から、一定の記録・整理作業を行ったのち、調査報告書として公表されます。刊行された調査報告書は豊中そして日本の歴史像をより豊かなものにするための重要な基礎資料となります。

そして、出土した遺物をはじめとする発掘調査の諸成果は、機会があるごとに展示・公開され、地域学習やこれからのまちづくりに広く活用されるとともに、うるおいのある生活の創造に寄与するものとなります。